# 事務局規程

## 第1章 総 則

(総 則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟定款第38条に基づき、事務局における事務 の効率的な運営を図ることを目的とする。

### 第2章 事務局会議

(会 議)

- 第2条 事務局に事務局会議を設ける
  - 2 事務局会議は本規程第3条の職員をもって構成し、つぎの事項を審議する。
    - (1) 事務局の運営に関すること
    - (2) 事業、財政に係る計画に関すること
    - (3) 各専門委員会及び各特別委員会との連絡調整に関すること
    - (4) その他事務局に関すること

### 第3章 職員及び職制

(職 員)

第3条 事務局に本規程第4章に定める手続きにおいて、本連盟と雇用契約を締結し、本 連盟の業務に従事する職員を置く。

(任 免)

第4条 職員は、会長が任免する。

(職員身分)

- 第5条 職員の役職身分をつぎのとおりとする
  - (1) 事務局長
  - (2) 次長
  - (3) 課長
  - (4) 主事

(事務局長)

第6条 事務局に事務局長を置く。

(次 長)

第7条 総務部、経理部に、それぞれ担当次長を置く。

(役職身分の追加、省略及び兼務)

第8条 会長は実情に応じ、本規程第5条に定める役職身分と同等の役職身分を置くこと ができ、またその一部を省略、兼務を命ずることができる。

(昇任・昇格)

第9条 会長は職員の勤務成績、その他勤務の遂行能力の実証により選考の上、昇任・昇格をさせることができる。

#### (配置転換)

- 第10条 会長は業務の都合により、職員に対し配置換えを命ずることができる。
  - 2 前項の命令を受けた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

### (嘱 託)

- 第11条 必要に応じ事務局に嘱託職員を置くことができる。
  - 2 嘱託は専務理事が任免する。

## 第4章 職員の採用

(採 用)

- 第12条 職員の採用は、つぎによる。
  - (1) 面接試験
  - (2) 筆記試験
  - (3) 書類選考
  - 2 必要がある場合は、前各号の1つを省略することができる。

### (採用時の徴求書類)

- 第13条 職員の採用にあたっては、応募者からつぎの書類各一通を提出させるものとする。
  - (1)履歴書(本人自筆)
  - (2) 写真。ただし、3ヶ月以内に撮影したもの
  - (3) 最終学校卒業証書又は卒業見込証明書
  - (4) 学業成績証明書
  - (5) 特殊技能者については、その資格証明書
  - (6) 健康診断書。ただし、1ヶ月以内のもの
  - (7) その他本連盟が必要と認めた書類
  - 2 前各号において重大な脱漏もしくは、虚偽の記載ある場合は、採用後といえども

これを取り消すことがある。

## (採用者の提出書類)

- 第14条 採用された者は、つぎの書類を本連盟に提出するものとする。
  - (1) 誓約書
  - (2) 身元保証書(保証人1名)
  - (3) 給与所得に係る扶養控除申請書
  - (4) 採用の年に給与所得があった者は、その年の源泉徴収票
  - (5) 前職歴のある者は年金手帳及び雇用被保険者証
  - (6) その他本連盟が必要と認めた書類

#### (提出書類の異動の届出)

第15条 前2条による提出書類の内容に異動があったときは、当該職員はその都度直ちに 届け出るものとする。

### (試採用)

- 第16条 本規程第12条の試験に合格した者は、原則として3ヶ月を試採用期間として業務 の見習に従事させ、試採用期間終了の際、適当と認めた場合は職員として採用す る。
  - 2 前項の試採用期間中又は試採用期間終了の際、不適当と認められた者は、労働基準法第20条の定めるところにより解雇する。
  - 3 職務の内容又は本人の経歴によっては、第1項の規定にかかわらず試採用期間を 置かないで直ちに職員として採用することがある。
  - 4 第1項の規定により、職員として採用された者については、その試採用期間を在職期間に通算する。

### 第5章 職員の職責

### (事務局長の職責)

第17条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

### (事務局次長の職責)

第18条 事務局次長は、事務局長の命を受けて、担当の部及び必要な業務を掌る。

# (その他の職員)

第19条 その他の職員は、事務局次長の命を受けて所定の業務に従事する。

# 第6章 事案の決裁及び専決

(原 則)

第20条 本連盟における事案の決裁については、職務権限規程に定めるところによる。

第7章 雑 則

(改 廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑 則)

第22条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。